

居宅交流会での連絡事項

令和元年8月22日（木）

あま市 福祉部 高齢福祉課

医療系サービスの位置付けについて①

介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て**主治の医師等の意見を求めなければならない。**

【指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条十九】

介護支援専門員は、これらの医療サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合にあっては**主治の医師等の指示があることを確認しなければならない。**

【指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について第2の3(7)⑳】

介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を**主治の医師等に交付しなければならない。**

【指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条十九の二】

医療系サービスの位置付けについて②

条文の主語を見ると、「介護支援専門員は、…」となっております。

介護認定に必要な主治医の意見書は、認定審査会に提出されたものでありますので、主治医意見書内の「医療的管理の必要性…」の項目にレ点があることのみを理由に、医療系サービスを居宅サービス計画に位置付けることがないようにお願いします。

意見徴収は、

- ・いつ
- ・誰に（MSWを間に入れる場合もあるため）
- ・どの医師の指示で
- ・いつまで（〇〇月から〇〇月程度、褥瘡が治るまで等）
- ・何が必要か（通所リハビリテーションが必要）
- ・どのような方法で（直接、FAX、メール等）

を支援経過に記載するなど、記録を残しておくようにお願いします。

運営基準について①

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。
【指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第4条第3項】

指定居宅介護支援事業者と入院先医療機関との早期からの連携を促進する観点から、利用者が病院又は診療所に伝えるよう、利用者又はその家族に対し事前に協力を求める必要があることを規定するものである。なお、より実効性を高めるため、**日頃から介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管することを依頼しておくことが望ましい。**

【指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について第2の3(1)】

好事例) 重要事項説明書に説明した旨を記載。

運営基準について②

介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、**利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。**
【指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条十三の二】

利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報は、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師が医療サービスの必要性等を検討するにあたり有効な情報である。このため、指定居宅介護支援の提供に当たり、例えば、

- ・薬が大量に余っている又は複数回分の薬を一度に服用している。
- ・薬の服用を拒絶している。
- ・使いきらないうちに新たに薬が処方されている。
- ・口臭や口腔内出血がある。

等の利用者の心身又は生活状況に係る情報を得た場合は、それらの情報のうち、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師の助言が必要であると介護支援専門員が判断したものについて、**主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。**

利用者の異変に気づいたら主治医等への連絡をお願いします。

介護報酬単位の見直し案（2019年10月施行分）①

【指定居宅介護支援に要する費用】

	居宅介護支援費(Ⅰ)		居宅介護支援費(Ⅱ)		居宅介護支援費(Ⅲ)	
	要介護1,2	要介護3~5	要介護1,2	要介護3~5	要介護1,2	要介護3~5
改正前	1,053単位	1,368単位	527単位	684単位	316単位	410単位
改正後	1,057単位	1,373単位	529単位	686単位	317単位	411単位

【区分支給指定居宅介護支援に要する費用】

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
改正前	5,003 単位	10,473 単位	16,692 単位	19,616 単位	26,931 単位	30,806 単位	36,065 単位
改正後	5,032 単位	10,531 単位	16,765 単位	19,705 単位	27,048 単位	30,938 単位	36,217 単位

【「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件」(平成31年厚生労働省告示第101号)】 抜粋

介護報酬単位の見直し案（2019年10月施行分）②

【低所得者の食費・居住費の負担軽減】

・食材料などの費用上昇に鑑み、介護保険施設における食費や居住費の基準費用額も下表のように引き上げられますが、入居者の負担限度額は変わりません。

			基準費用額 上：改正前 下：改正後	第1段階	第2段階	第3段階
食費			1,380円 1,392円	300円	390円	650円
居住費	多床室	特養等	840円 855円	0円	370円	370円
		老健・療養、 医療院等	370円 377円	0円	370円	370円
	従来型個室	特養等	1,150円 1,171円	320円	420円	820円
		老健・療養、 医療院等	1,640円 1,668円	490円	490円	1,310円
	ユニット型個室的多床室		1,640円 1,668円	490円	490円	1,310円
	ユニット型個室		1,970円 2,006円	820円	820円	1,310円

【「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件」(平成31年厚生労働省告示第101号)】 抜粋

介護保険関連車両の「警察署長の駐車許可」の取扱い

介護支援専門員は、第十三号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

イ 少なくとも1月に1回、**利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。**

ロ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

【指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条十四】

最近、あおり運転や高齢者ドライバーによる事故など、自動車関連のニュースが多く見られます。

- ・居宅を訪れる際に、適切な場所に車両を駐車していますか。
- ・細い道路への駐車により近隣住民から苦情を受けたことはありませんか。
- ・必要であれば、「管轄の警察署長の駐車許可」を申請して、交通ルールを守った運転を心がけましょう。

運転する際は、交通安全に十分気を付けてください。

総合事業の従来型サービスと基準緩和型サービスの利用について

総合事業開始時以降に新規で要介護認定【要支援１・２】の認定を受けた方、または、総合事業開始時前から要介護認定【要支援１・２】を受けていたがサービス利用をしていなかった方が新規で利用される場合においては原則として、「基準緩和型サービス」のみの利用となります。

しかしながら、移動、食事、排泄の見守り等で身体介護が必要な方の場合は、社協地域包括支援センター職員を含む担当者会議等で身体介護が必要であると認められた場合はその限りではありません。

※身体介護の利用が必要な場合はあま市社会福祉協議会地域包括支援センターにご相談下さい。

区分	訪問・通所 従来型サービス	訪問・通所 基準緩和型サービス
要支援１・２	○原則は利用不可 ・移動、食事、排泄で見守り、一部介助などの身体状況や認知症等の状況により必要と考える場合はサービス担当者会議によって利用可とする。	身体介護を伴わない者
事業対象者	○原則は利用不可 ・移動、食事、排泄で見守り、一部介助などの身体状況や認知症等の状況により必要と考える場合はサービス担当者会議によって利用可とする。	身体介護を伴わない者

ご清聴ありがとうございました。

今後ともご協力のほどよろしくお願いします。